

改正前

第5章 会議（会議の種類）

第17条

- (1) 会議は総会および役員会、委員会とする。
- (2) 総会および役員会は、代表が召集し、委員会は、委員長が召集する。
- (3) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第6章 総会（総会）

第19条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) パートナーシップ会員および賛助会員は総会で意見を述べるができる。

第6章 総会（開催）

第21条

- (1) 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後に開催する。

第7章 役員会および委員会 （役員会）

第25条

- (4) 役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会を置くことができる。

（委員会）

第26条

- (1) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が召集し、議長は、委員長が務める。
- (2) 委員会は、総会より承認された事業を行う。
- (3) その他目的達成のための事業を行う。

改正後（案）

第5章 会議（会議の種類）

条項の移動

第17条

- (1) 会議は総会および役員会、委員会とする。
- (2) 総会および役員会は、代表が召集し、委員会は、委員長が召集する。

第6章 総会（総会）

条項の移動・変更

第19条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会の議長は、出席した正会員の中から代表が指名する。
- (3) パートナーシップ会員および賛助会員は総会で意見を述べるができる。

第6章 総会（開催）

追記

第21条

- (1) 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

第7章 役員会および委員会

追記（役員会）

第25条

- (4) 役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会及び委員会を置くことができる。

追記・削除（委員会）

第26条

- (1) 委員会は、本会則第4条の事業を行うために組織される。
- (2) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が召集し、議長は、委員長が務める。
- (3) 委員会は、総会で承認された事業を行う。